

北宋における京師と江淮地域との間の商業流通について：専売手形の流通より見た

後藤，久勝
九州大学大学院人文科学府

<https://doi.org/10.15017/25790>

出版情報：九州大学東洋史論集. 28, pp.51-70, 2000-04-10. The Association of Oriental History, Kyushu University

バージョン：

権利関係：

北宋における京師と江淮地域との間の商業流通について

— 専売手形の流通より見た —

後藤 久勝

はじめに

宋代の専売法では、専売品の消費者への販売を商人に担当させることがあった。このとき商人への専売品の払い下げは手形を介しておこなわれ、専売品の扱いを希望する商人はまず政府の発行する専売手形を購入することを要求された。この手形は専売品の取り扱い許可証とも言うべきものであり、商人は、生産地までこれを持参し、現地の政府機関や生産者に提示することで始めて専売品の現物を手に入れることができたのである。

北宋ではこのような専売手形は、入中糧草交引と呼ばれる別種の手形と組み合わせて運営され、北辺に駐屯する軍隊への補給に利用された。すなわち、政府は北辺で軍需品を納入する商人を募り、これに応じた者に京師での支払いを約束した入中糧草交引を与える。その一方で京師において各種専売手形を発行し、商人に対して売却する。そして、入中糧草交引を持った商人が京師にやってくると、専売手形の発行によって集めた資金を用いてその支払いをおこなうのである。時に政府は入中糧草交引への支払いに専売手形そのものを充てることもあった¹⁾。

専売手形はそもそも密売を防ぐ目的で導入された専売品の取り扱い許可証である。しかしそれは、専売品の産地と離れた京師で発行されたことで、京師からそうした地域への価値移送の手段という為替手形としての役割もあわせ持つようになった。もともと当時、為替の制度が存在していなかったわけではない。本来の為替制度としては北宋では、政府の運営するいわゆる「便銭」が存在していた²⁾。その基本的な運営法は、寄託された銭と引き換えに京師の「便銭務」と呼ばれる役所が

北宋における京師と江淮地域との間の商業流通について(後藤)

振り出した便銭手形を地方の州軍において支払うというものであり、宋初においては商人らによつて盛んに利用された。しかしやがて茶引・塩鈔^③（茶・塩の専売手形）が京師で発行されるようになる、彼らは便銭にかえてこれを用いるようになった。このことは、地方州軍の財源が不足して便銭の支払いが滞るようになったことや、便銭を利用した際には要求された利用手数料が専売手形では不要であつたことによる^④。

京師で発行された茶引・塩鈔が北宋では商人らによつて地方、とりわけ江淮地域（淮水以南の長江中・下流域）へ向けた価値移送に用いられていたという事実を指摘したのは、日野開三郎氏と幸徹氏である^⑤。しかし日野氏の論は、茶引・塩鈔が有価証券として紙幣的に行使されたという点に、幸氏の論は、江淮地域から北上した物資の対価としてそれら有価証券が南下し、華北・華南間の経済交流を支えたという点にそれぞれ力点を置いており、茶引・塩鈔の流通過程に商人がどのように関つたのか、彼らはどのような活動実態を持つ商人であつたのか、それら専売手形の流通の具体的様相はどのようであつたのか、といった諸点についてはいずれも簡単に触れるにとどまつている。そこで本稿ではこれらの問題の解明を目指し、そのことによつてこの当時様々なレベルの活動域を持つ商人が存在していたことを明らかにすると同時に、研究者の間で定説とされてきた宋代のいわゆる遠隔地商業の発達と呼ばれる現象の実態について再検討を加えようと思う。

一 京師における手形取引の状況

本節ではまず京師における手形取引の実際について考察する。京師で茶引・塩鈔といった専売手形を購入したのは、どのような商人であつたのであろうか。従来の研究は、京師でこれらの手形を買つた商人が、「南商」と呼ばれていたことを明らかにしている^⑥。「南商」の実態については不明な点が多いが、その特徴としてはまず、京師より南を舞台に客商活動を行つていたという点が挙げられる。このことは「南商」が「北商」と呼ばれる商人と対置されていることに端的にあらわれている。「北商」とは政府の呼びかけに応じ北辺で軍需品を納入した商人のことである^⑦。先に述べたように、彼らはこうした行為の見返りとして、京師での支払いを約束された入中糧草取引を政府から受け取つた。入中糧草取引の支払いには本来ならば見銭を用いるべきであつたのであろうが、政府はそれにしばしば茶引や塩鈔を充当した。このような場合には北商は、

京師に持参した入中糧草取引をそのまま南商に転売することが多く、またひとまず政府から専売手形による支払いを受けたとしても、そうして得た手形はやはり南商に売却していた⁹⁾。というのも、専売手形が対象とする専売品の産地は南方に存在しており、これらの地には北商は赴かないからである。京師を越えて往来する商人がいなかったわけではないが、この地に至った客商の大半は、ここを結節点として南北に分かれた活動圏を持つていたと考えられる¹⁰⁾。

さて、茶引・塩鈔の引き受け手であった南商も、京師以南の地をあまねく覆うような活動域を有していたわけではないだろう。では、彼らの活動の中心はどこにあったのであろうか。別の言葉でいえば、南方における彼らの本拠地はどこに置かれていたのであろうか。このことを考えるに当たって参考となるのは、これらの手形の支払い地がどこに設定されていたのか、その支払い地である。というのは、手形の支払い地を見ることで、商人の活動範囲についてある程度の目安を得ることができると考えられるからである。もつとも、京師で手形を入手した商人はこれを地方で別の商人に転売する場合があり(次節参照)、必ずしもその支払い地に出向いたわけではないという点には注意する必要がある。

茶引に対する茶の支払いは、淮南にあつて淮南産の茶を取り扱う「山場」か、または長江・淮水流域にあつて江南産の茶を取り扱う「沿江權貨務」でおこなう決まりになっていた。いくつか存在する山場・沿江權貨務のうちどこを支払い地とするかは、商人が京師で茶引を受け取る際に指定することができた。山場は全部で十三カ所が存在し、それらは寿州・廬州・光州・舒州・蘄州・黄州に分布していた。これらの州は大別山脈の周辺部に位置しており、いずれも淮南西路に属する。また沿江權貨務は、淮南東路の海州・真州、淮南西路の無為・蘄口、荊湖北路の鄂州・漢陽の計六カ所が存在した¹⁰⁾。つまり、以上のような山場・權貨務の分布から考えると、茶引を価値移送の手段として用いたときに最も恩恵を被るのは淮南東西・荊湖北の諸路に赴く商人であつたということになる。

塩鈔の支払い地は淮南・江南・兩浙・荊湖の各州軍に設定され、茶引に比べて広い範囲に及んでいた¹¹⁾。したがつて塩鈔を利用すれば、商人は茶引を利用した場合に加えて兩浙・江南東西・荊湖南路といった地域への送金も可能となる。塩の場合、茶の場合に見られるような山場や沿江權貨務といった商人への払い下げを専門におこなう機関は存在せず、州軍がその業務を担当していた。すなわち商人は塩鈔を手に入れると、それを持つて塩の販売を希望する地へと向かう。そして、その地の州軍の塩倉で塩鈔と引き換えに塩を受け取るのである¹²⁾。

以上の茶引・塩鈔のほか、京師から華中・華南への送金に商人が用いていた手形には便銭が存在した。この便銭の行使地域は塩鈔のそれよりさらに広く、広南の東西兩路をも包含していた¹⁵⁾。ただし、大中祥符(一〇〇八〜一〇一六)頃に京師で一年間に発行された便銭の総額が二六〇万貫前後であり¹⁶⁾、そのうち広南東路を払い戻し地とした分が約五万貫であったという事実を見れば¹⁷⁾、それらの地域に向けた送金の需要は相対的に小さなものであったと考えられる。つまり便銭の場合も、中心となった送金先は茶引・塩鈔と同じくやはり長江の中・下流域であったと理解されるのである¹⁸⁾。

各種手形の支払い地が淮南・兩浙・江南・荊湖の各路に設定されていたということから考えれば、京師で南商と呼ばれた客商が目指したのもこれらの地域であったと見ることができよう。ただし、そこには当然地域差が存在したであろう。では右に示した地域のうち、どこがより多くの客商を京師から集めたのであろうか。

残念ながら、そうした地域の名を直接的に伝える史料は見あたらない。しかし、沈括の『夢溪筆談』巻一一、官政一の割注に、

緊便錢謂水路商旅所便處、緊茶鈔謂上三山場榷務。

慢便錢謂道路貨易非便處、慢茶鈔謂下三山場榷務。

とある記事によつてそれを推測することは可能である。この記事によれば、便銭には、水路沿いであつて商人に便利な場所に宛てた緊便銭と、陸路沿いであつて交易に不便な場所に宛てた慢便銭の二つの種類が存在した。客商にとつて都合のよい便銭の払い戻し地が、水路の通じた箇所であつたという事実は、彼らの目的地がそうした場所であつたことを示している。だとすれば、各種手形を利用した南商が目的地としたのも、江南・淮南・兩浙・荊湖の諸地域のなかの、特に水路沿いに位置する州軍であつたと推定できようである。

宋代における政府の運賃支払い規定では、陸運の運賃は水運の運賃に比べ、三倍から十倍も高く定められていた¹⁹⁾。つまり、客商にとつて水路沿いの地点が便利であつたのは、水運の費用が陸運の費用と比較してはるかに安かつたためである。このことから筆者は、南方から京師へ来ていた商人の大半は、もつぱら水路上を移動する客商であつたと考える。

右の想定はまた沿江榷貨務の置廢の状況によつて傍証されよう。すでに述べたように、沿江榷貨務は長江より南で産出された茶を商人に払い下げることが目的とした機関であつた。この沿江榷貨務は、淳化四年(九九三)以前には先に挙げた海

州・真州・無為・蘄口・鄂州・漢陽のほかに京西南路の襄州と荊湖北路の復州とを加えた計八カ所が存在していた。襄州と復州の二務は、太平興國二年（九七七）に鄂州・無為の權貨務とともに設置されたが、淳化四年に廃止され、そのうち復置されることはなかった¹⁸⁾。このような襄州・復州の両權貨務の廃止は売上成績の不振によるものであるが、そうした売上成績の不振が生じた理由については、南商の多くが水路上を往来する客商であったと考えることよつて説明できる。襄州・復州はいずれも漢水流域に位置しており、江南から茶を搬入するには好都合であるが、京師から訪れる場合には行程の大半を陸路によらなくてはならない。南商の実態が水路に沿つて移動する客商であつたとすれば、彼らがそのような場所にある權貨務を敬遠することになるのは当然であろう。

以上に述べてきたことをまとめれば、次のようになる。北宋では京師で各種手形を購入する商人は「南商」と呼ばれていた。彼らが南商と呼ばれたのは、京師以南を活動範圍としていたためである。京師を越えて移動する客商がいなかつたわけではないが、そうした商人は少数であり、大多数の客商は京師を境に南北に分かれて活動していた。また、京師を離れた南商が目指したのは、江南・淮南・兩浙・荊湖の諸路に属する水路に面した州軍であつた。つまり南商は、京師とこうした地域とを水路によつて往復する商人であつたといえる。

二 江淮地域における手形取引の状況

前節では京師で手形を購入した商人に着目し、彼らの活動範圍について検討した。本節では江淮地域で手形への支払いを受けた商人を取り上げ、彼らが前節で見た商人とどのような關係にあつたのかを考察する。

まず注目したいのは、手形決済の場に登場する「小客」と呼ばれる商人の存在である。小客については『宋会要』食貨三〇一六、天聖元年（一〇二三）四月の条に、

定奪茶鹽所言、……看詳十三山場茶貨、自來多有小客興販。……

とあり、また同書、食貨三〇一七、天聖二年（一〇二四）三月の条に、

屯田員外郎高觀言、……又既許商人貼射茶貨、不拘斤數、多有小客、於諸場貼射止二十斤、便出公引、慮以貼射爲名、

北宋における京師と江淮地域との間の商業流通について（後藤）

影帶私茶出界。……

とある。ここに見える貼射とは、商人が、自らの買い入れた茶について希望する販売地を申告する行為をさす¹⁹、右の記事は、淮南で茶を貼射した商人のなかに小客と呼ばれる商人が少なからず含まれていたこと、彼らは十斤〜二十斤（約六kg〜十二kg）といった小単位で茶を買うことすらあったことを伝えている。十斤二十斤の貼射というのは、密売の隠れ蓑にするための名目的な取引であった色彩が濃厚であるが、それにしても右の記事により、小客という文字通り資力の小さな客商がこの地域に数多く存在していたことが窺われるであろう。

小客が茶を手に入れる際に用いたのは、短引と呼ばれる茶引であった²⁰。茶引には長引・短引の二種類があり、長引一引あたりの取引額は大きく短引のそれは小さかった。また長引を用いて入手した茶は入手した路以外の路で、短引を用いて入手した茶は入手した路内で、それぞれ販売するよう定められていた²¹。短引を利用した茶の販売が一路内に限定されていたことは、短引の対象とする小客の活動範囲が一路内にとどまるものであったことを示している。

それでは、彼らはどのようにして茶引を手に入れていたのであろうか。資力・行動範囲に限りのある小客が、茶引を入手するためにわざわざ京師まで出向いていたとは考えられない。そのような小客が茶引を手に入れるには二通りの方法があったと予想される。その一は、産地の州軍に代価を納めて茶引を得るという方法である（茶引は京師の権貨務のほか、江淮地域でも発行されていた）²²。

その二は、大商人から茶引を買うという方法である。『宋会要』食貨三二二、政和三年（一一一三）正月十八日の条に、
尚書省勸會、除（衍字？）販茶短引、已降指揮、許大商帶買、前去產茶路分、轉賣與本路小客、仍別給公憑。詔、長引

とある記事によれば、小客に転売する目的で大商が政府から茶の短引を購入していたことがわかる。大商が短引を買ったのは京師の権貨務においてであろう。京師で短引をまとめ買いた大商は、茶の生産路でそれを小客に分売した。小客はその短引を用いて茶を入手したのである。

大商から小客への手形の転売は、塩鈔においてもおこなわれていたと考えられる。もっとも塩鈔の場合、そのことを直接的に示す事例は見あたらない。しかし後に述べるように、塩鈔は江淮各地の都市に店を構える坐買によって売買の対象とさ

れており、このことから判断すれば、塩鈔を政府から買った商人と、それを行使して塩を入手した商人とが別々に存在していたことは疑いない。塩鈔を京師で購入していたのは、やはり茶引と同じく大商であろう。

さて以上では、専売手形を利用する商人に大商と小客とがあり、前者から後者への手形の転売がおこなわれていた、ということ述べてきた。では、前節で見た「南商」は、こうした構造のなかでどのような役割を果たしていたのであろうか。次にこの点について考察してみる。

地方的な客商であると見られる小客が手形を買うために京師まで赴いたとは考えがたい。したがって、京師で手形を買った南商にはこうした商人は含まれなかつたであろう。とすれば、南商とは江淮地域において小客と対置された大商であるということになる。つまり、京師で「南商」と呼ばれた客商は、江淮地域にやつて来ると「大商」と呼ばれたのである。もちろん南商と大商とは完全に一致する存在だつたわけではないであろうが、しかし両者の重なり合う部分は大きかつたと思われる。京師で手形を購入した南商は、水路によつて江淮要衝の州府に至り、それを小客に売却したのである。

南商と大商が江淮地域の主要都市との間を往復する商人であつたとして、一方の小客はどの程度の範囲を活動圏としていたのであろうか。すでに述べたように、短引によつて得た茶は産地の路内で売らなくてはならない決まりであり、したがつて短引を茶の入手に用いていた小客の活動圏も、一路内におさまる範囲、おそらくは数州以下の範囲であつたと考えられる。地方的な客商の活動圏を考えるにあつては、次のような史料も参考にならう。『東坡奏議集』卷二、「論河北京東盜賊状」に、

……凡小客本少力微、不過行得三兩程。若三兩程外、須藉大商興販、決非三百斤以下小客所能行運、無緣大段走失。且平時大商苦、以鹽運而無買。小民之病、以僻遠而難得鹽。今小商不出稅錢、則所在爭來分買、大商既不積滯、則輸流販賣、收稅必多、而鄉村僻遠、無不食鹽、所賣亦廣。……

とある。ここで蘇軾が主張しているのは、少ない資本しか持たない客商については、塩税の徴収を免除しようということである。注目したいのは、蘇軾がそうした客商のことを、三百斤（約一八〇kg）以下の貨物を携えて二〜三程の範囲内で移動する、と述べている点である。一程を五〇里とすれば⁽²³⁾、彼らの移動距離は一〇〇〜二五〇里（約五五〜八三km）程度であつたということになる。この距離を半径として円を描くと、一州の領域よりやや広い範囲がその中に含まれる。したがつ

てここでいう小客は、二州あるいは三州にまたがる範圍を活動域としていたと見ることができよう。

右の記事が述べるのは河北・京東路における状況であり、そのためそれを安易に江淮地域にあてはめるわけにはいかない。しかし、一路内で活動する客商の移動距離として見たとき、一五〇里前後という數値は妥当なものといえるであろう。

以上をまとめれば、北宋時期の江淮地域における流通網は、二、三州程度の広がりをもつ中小の客商の形作る市場圏の中を、京師とこの地域とを往来する大商の交易路が貫くという構造を有していたということが出来る。

ところで、江淮地域において南商が茶引・塩鈔を転売したとはいっても、彼らが現地の客商に直接それらの手形を売却することは少なかつたであろう。多くの場合、茶引・塩鈔の転売は仲介の商人の手を通しておこなわれていたと考えられる。

手形売買の仲介役をつとめた商人としては京師の交引鋪がよく知られているが⁽²⁵⁾、同様な商人は江淮各地の主要な都市にも存在していたのである。そのことは『宋会要』食貨二五一一五、宣和三年（一一二二）九月十一日の条に、

中書省言、檢會崇寧元年十月四日敕、東南末鹽畫一内一項、見任及停閑命官有蔭子弟得解舉本州縣公人家、並不得作鋪戶、與客人用鈔請鹽、違者徒二年。……勘會、前項逐色人、若自用鈔請鹽販賣、或接買停場鹽鈔轉賣、尤當禁止。……

とある記事によって窺うことができる。また別の事例として、南宋時代についての記述ではあるが、淮南東路の通州に客商を相手に塩鈔の取引をおこなう「土豪鈔鋪」が存在していたという例も挙げられる⁽²⁶⁾。ただし、地方のこのような商人を「交引鋪」と称した例は管見の限りでは見出しえない⁽²⁶⁾。

地方におけるこれらの商人は、必ずしも手形売買の業務に特化していたわけではなかつた。右の史料に見える「鋪戶」も、客商との間で塩鈔を売買したばかりでなく、自らそれを用いて塩を得ている。手形を扱った鋪戶は、たいていはこのように専売品等の現物も同時に取り扱っていたものと考えられる。

こうした存在としてさし当たり想定されるのは、茶鋪戶や塩鋪戶といった商人であろう。またこの両者に加え、牙人⁽²⁷⁾や邸店⁽²⁸⁾といった商人もまた茶引・塩鈔の売買に参入していたのではないかと思われる。『宋会要』食貨三二一一二四、紹興元年（一一三一）五月十七日の条に、

孟庚言、茶客買引到文引、在法令先於合同場勘驗、請買籠箬、就往山場園戶處買茶、裝盛入城、赴合同場秤製、封印批發。

今冒法規利之徒、買到茶入城、多不往合同場秤製、便赴茶磨戶牙人之家、賤價貨賣、再執文引、出城買茶、往來影販、從來關防未盡、……

とある。当時の茶法では、茶引を茶に代えようとする客商は、まず合同場と呼ばれる施設で茶の容器として官製のかごを購入しなくてはならなかった。ついで彼らは茶の生産農家のもとへ出向いて茶を買い付ける。そしてそれが終わると合同場に帰り、買い入れた茶の質・量が茶引の記載と一致しているかどうかの点検をそこで受けるのである²⁹。しかしこの記事によれば、茶を買った客商の一部に、合同場に赴かず直ちにそれを茶磨戸³⁰や牙人に売り渡す者がいたことが分かる。こうした客商は、茶を売却するとふたたび茶引を入手して茶を買いに出かけたという。このとき彼らがどこから茶引を得ていたのかはここでは明言されていないが、文脈から判断すれば、それは茶の売り渡し先である茶磨戸や牙人であった可能性が高いといえるだろう。牙人や邸店がしばしば金融業を兼営していたことから見れば³¹、地方における取引舗の役割を彼らが果たしていたことは十分首肯されるであろう。

京師から江淮地域に向かう大商は、出発に先だつて政府から茶引・塩鈔を購入する。彼らは江淮の要衝の都市に至ると、それを牙人・邸店や茶・塩を扱う舗戸に売却した。そして地域的な客商である小客は、手形売買を仲介するこれらの商人を通じて茶引・塩鈔を入手したのである。このことは、換言すれば、江淮各地の主要都市には手形の取引市場が成立していたということである。専売手形を京師で購入する商人と江淮でそれを行使する商人とが別々の存在であったにもかかわらず、政府が京師で専売手形を発行し続けることができたのは、このような手形取引市場が成立していたためであると見ることもできるであろう。

三 手形の流通より見た宋代の遠隔地商業の発展

京師で発行された茶引・塩鈔は、江淮地域に向かう大商により送金手形として利用された。このことにより、江淮の現地州軍の収入となるはずであった茶・塩の利益を京師に集中させることが政府にとって可能となつたのである。このようにして集められた専売収入は辺地で発行された入中糧草交引への支払いに充てられた。北宋における専売制度は、辺境に駐屯し

た軍隊への補給制度と巧妙に結びつけられていたといえる。

このような仕組みを見たときに気付くのは、それが円滑に機能するためには、送金手形としての茶引・塩鈔に対する需要が十分に存在していなくてはならないだろう、ということである。なぜなら、もしこうした需要が少なければ、京師における茶引・塩鈔の発行額は伸び悩むことになるからである。また、この伸び悩みを打開しようと政府が無理にその発行額を増やせば、茶引・塩鈔は売れ残りその価値は低落するに至るだろう。つまり、入中糧草取引に対する支払いの原資を確保し、北辺への補給体制を維持するには、その支払いの額に見合うだけの、江淮地域から京師に向けた商品の移動が必要なのである。茶法や塩法の改変の際に歐陽脩は、大商の営利活動を擁護する立場を取り、彼らを自由に活動させて可能な限り物資の流通を促すのが得策であると主張しているが³²、このような意見が出現してきた背景には、右に述べたような事情が存在していたのではないだろうか。

このように見てくると、手形を利用した辺境への補給体制が北宋ではしばしば破綻の危機に陥ったという事実³³は、京師と江淮地域との間における商業流通の実態を考える上で示唆的である。右のような見方にしたがえば、そうした補給体制の破綻は、当時の京師と江淮間における商業流通が必ずしも十分に成熟してはいなかったことを示すものであると解釈しうるからである。

辺境への補給体制が行き詰まる契機となるのは、入中糧草取引に対する支払いの停滞である。それは、支払いの停滞が入中糧草取引の市場価格を下落させ、そのためこの手形を軍糧納入の対価として受け取っていた商人が利あらずとして北辺に足を運ばなくなるからである。こうした事態を避けるため、政府は、京師での売出しという手続きを踏まずに茶引や塩鈔をそのまま入中糧草取引への支払いに充てることもあった³⁴。しかしこのような施策も、結局はそれら専売手形の暴落をもたらすこととなり、事態の解決するものとはならなかった。

このような茶引・塩鈔の暴落は、それらの手形が対象とする専売品の需給関係の影響であることと見ることが出来る。すなわち、茶引・塩鈔の発行が大量に発行されたことで民間の需要を上回る茶・塩が出回り、その結果それらの手形に対する需要が失われたとする見方である³⁵。

しかし、茶引・塩鈔の暴落にあって茶・塩の需要の落ち込みが一つの要因となったことは確かであるが、そのことはあく

までも一つの要因に過ぎなかったのではないかと筆者は考える。たとえば幸徹氏の推算によれば、北宋における東南末塩の塩課の総額は九〇〇万貫前後であり、そのうち二〇〇万〜四〇〇万貫が塩鈔の発行を通じて得られた収入により占められたという³⁷⁾。江淮地域の塩の総需要と塩鈔を介して供給される塩とがこのような関係にあったとすれば、塩鈔の市価下落の原因を塩の需要の問題にばかり帰するわけにはいかないであろう。

茶引・塩鈔の市価下落の重要な要因としては、専売品そのものに対する需要の限界以外に、それらの専売手形を用いた送金への需要の限界を考えるべきであろう。京師から江淮地域に向けた送金の需要は、手形の発売によつて政府が調達しようとした資金の額に比べて不足する傾向が強かった。そのため、辺境補給の体制は常に不安定とならざるをえなかったのである。もちろんこのような補給体制それ自体が、京師と江淮間における商業取引の増大・それに伴う送金需要の拡大を背景として登場してきたものであることは疑い得ない。しかし、手形の暴落によつてそうした体制がたびたび行き詰まりを見せたという事実は、この体制にとつての要となる大商による商業流通が、当時においてはなおそれを支えるに足るほどの発展を遂げていなかったということを示しているのではないだろうか。王安石の『臨川集』巻七〇、「茶商十二説」に、

臣竊以、須仰巨商有十二之損、爲害甚廣。請試陳之。……又既仰巨商、巨商稀少、積壓等候、陳損既多、或棄或焚、或充雜用、此稅既陷、正稅又饒。是陷稅之損一也。……既仰巨商、貨終難盡、諸般折給、從是生焉、雖依元價、折錢變賣、雜收什一、請實虛損、官亦虛損。是刻士之損十二也。其爲害廣也如此、不可不去也。

とあり、茶の販売を巨商に依存したことで、茶を積み上げて数少ない巨商の到来を待たねばならなかったり、あるいは茶を売り尽くすことができなかつたりといった弊害を生じたという。このような記事もまた、大商の担う流通が持つ脆弱な側面を反映しているのではないだろうか³⁸⁾。

ところで周知のように、宋代の流通に関する従来の研究は、この時代に遠隔地商業が飛躍的に発展したことを明らかにしてきたが、右のような理解はこうした従来の成果と大きく齟齬するかのようである。このことについて、筆者の考えを以下に述べてみたい。

宋代における商業流通の実態をもつとも具体的に追究したのは斯波義信氏であると思われる。斯波氏は、商人が任意に米穀を運搬・販売していたことを示す事例が南宋時代の江南において数多く見られることを明らかにし、そのことによつて当

時すでに遠距離流通が相当に発達していたと説明した³⁹。しかし、遠隔地商業の例として斯波氏が挙げる米穀移送を示す史料を見てみると、中には広東から杭州へといった非常な長距離にわたる輸送を伝えたものもあるが、多くは一路内の州軍の間か、あるいは路境を挟んではいても比較的近接した州軍の間における移動を示したものである⁴⁰。つまり斯波氏の想定する遠隔地商業とは、隣接する州の間での取引から数路に及ぶ範囲での取引に至るまでの、様々なレベルでの隔地間交易を含む概念なのである。

このことから筆者は、いわゆる宋代の遠隔地商業の発達について次のように考える。宋代には唐代と比較してあらゆるレベルの隔地間交易が盛んになったが、なかでもとりわけ顕著な発展を見せたのは、数州以下の比較的かぎられた地域を舞台とした取引であった。このような取引において活躍したのは、前節で述べたように小客と呼ばれる客商であり、したがって遠隔地商業の発達と呼ばれる現象の中心となったのは、そうした中小の客商による商業活動であったということができると。言うまでもなく、大商の担った長距離にわたる交易もまた唐宋以来大きく発展したことは疑いようのない事実であり、このことを筆者は否定するつもりはない。だが、中小客商による商業活動の拡大と比較すれば、その発展の度合いは小さかったといえるのではないだろうか。

さて、小客の活発な交易は二、三州程度の広がりを持つ市場圏を各地に成立させたと考えられるが、宋代には大商よりもむしろ小客の活動が盛んであったとすると、そのような地域的な市場圏は比較的自己完結的な性格を有するものであるとした可能性が高いことが予想される。もし当時の遠隔地商業の中心が大商による長距離取引にあったならば、小客の形成する地域的市場圏も、全国的流通網の末端を構成するものとしての性格が強かったと考えられよう。しかし筆者は、特産品のようない部の商品が主要都市において取引されたほかは、それらの市場圏と圏外との間における交流は少なく、したがって當時においてはそうした地域的市場圏の独立性は比較的高かったのではないかと考える。

もともと小客の中に、大商に従属して彼らのために商品の仕入れ・販売をおこなう者や、また従属とまではいかずとも、大商と分業関係を結んでそうした業務をおこなう者がいなかったわけではない⁴¹。しかしながらその一方で、自らの活動圏内にある生産地と消費地とを結び、大商から独立して活動する小客もまた少なくなかったと考えられる。というのは、北宋の江淮地域においては専売手形の現地発行が認められていたからである。当時は茶引・塩鈔はいずれも地方における発行

が認められており、商人は、京師だけでなく江淮現地の州軍に代価を納めることによってこれらの手形を手に入れることができた¹²⁾。現地で発行されたこれらの手形は、江淮地域のみで活動して京師へ行くことのない小客を対象としたものであったと見ることができ、このような形態での手形の発行法が設けられたことは、京師から大商がもたらす手形に依存しない層が、現地小客のなかに少なからず存在したことを物語るものであろう。

宋代における遠隔地商業の発達は、しばしば「全国的市場」や「全国的流通」の成立といった言葉によって説明される¹³⁾。しかし、このような形で「全国的」という言葉を用いることに対しては、筆者としては躊躇を感じざるをえない。宋代において遠隔地商業が飛躍的に発展したことは事実であるが、その発展の中心となつたのは、全国的市場を形作る大商の活動というよりもむしろ、地域的市場圏を構成する中小客商の活動であつた。大商による長距離にわたる取引も前代と比較して大きく発達したことは間違いないが、そのような取引は、二、三州程度の範囲内でおこなわれる取引に比べれば、量的にははるかに小さなものであつたと筆者は考える。京師と江淮地域とを往復する大商の交易活動を利用して構築された補給体制がたびたび行き詰まりを見せたこと、茶引・塩鈔が京師だけでなく江淮現地においても発行されていたことは、右のような事情を示唆しているのではないだろうか。

おわりに

本稿で述べたことをまとめると、以下のようなことになる。

北宋では、京師に至つた客商は、その活動範囲によつて北商と南商とに分けられた。前者は京師より北を活動域とする商人、後者は京師より南を活動域とする商人である。京師で発行された茶引・塩鈔を買つたのは、後者に当たる南商と呼ばれる客商であつた。南商は京師と長江中・下流域の水路沿いに位置する諸都市との間を往来する商人であり、彼らが専売手形を購入したのは、京師での取引によつて得た利益を手形の形に変えてこれらの地域へ持ち帰るためである。

江淮地域に至つた南商は大商と呼ばれ、二、三州ほどの範囲を活動圏としたと見られる地域的な客商＝小客と対置される存在であつた。大商＝南商は、京師から持参した専売手形をこの小客に転売することによつて見銭を入手した。専売手形は

北宋における京師と江淮地域との間の商業流通について（後藤）

このようにして送金手形としての役割を担っていたのである。もともと、手形は大商から小客へと直接売却されたわけではなく、牙人や邸店、あるいは茶・塩を扱う鋪戸の仲介によって転売されていた。政府が京師で専売手形を発行したのは、本来なら小客により地方の州軍に納められるはずであった専売品の代価を京師に集めるためであるが、こうした操作が可能になったのは、江淮各地の要衝の都市において右のような牙人や邸店を中心とした手形取引市場が成立していたためであると見ることできるだろう。

京師に集中させた専売の利益を、政府は北辺で発行された入中糧草交引に対する支払いに充当した。つまり政府は、江淮地域における専売収益を、手形を通じて北辺への補給に用いる体制を作り出したのである。このような体制は、京師と江淮間を移動する大商の交易活動に依存したものであるということができ、したがってその背景に彼らの活動の活性化が存在することは言うまでもない。しかし、存立の基盤を大商の活動に置いたそのような体制がしばしば破綻の危機に瀕したという点に着目すれば、当時の遠隔地商業の発達にはなお未熟な面が存在していたと言えることができるであろう。

宋代における遠隔地商業の発達は、全国的市場圏の成立といった言葉と等価なものとして理解されることが多い。確かに当時そうした市場圏が形成されつつあったことは事実である。しかし、この両者を直ちにイコールで結ぶことについては筆者は疑問を感じる。本稿で考察した茶引・塩鈔といった手形の流通の実態を見るかぎり、宋代の遠隔地商業の発展とは、大商による長距離にわたる交易よりもむしろ、中小客商による比較的短い距離での交易の拡大によってもたらされたものであり、またその結果形成された市場圏も、数州ごとのまとまりを持って各地に存在する、比較的自己完結的な性格を持つものであったと考えられるからである。

註

- (1) このような手形の振り替え操作は「繰換」と呼ばれた。繰換については日野開三郎「北宋時代の塩鈔について 附・取引鋪」、『日野開三郎東洋史学論集』第六卷、三二書房、一九八三所収)、同「北宋時代の手形『見銭交引』を論じて紙幣『錢引』の起源に及ぶ」(初出『社会経済史学』八一・二・三、一九三八、『日野開三郎東洋史学論集』第七卷、三二書房、一九八三所収)、幸徹「北宋慶曆年間

の官売法下末塩鈔制度の混乱について」『史淵』一一三、一九七六）、同「北宋慶曆年間の官売法下末塩鈔乱発の影響について」『九州大学教養部歴史学・地理学年報』一、一九七七）、熊本崇「薛向略伝——北宋財務官僚の軌跡——」『集刊東洋学』五一、一九八四）等参照。

(2) 北宋の京師（江淮間における便銭については日野開三郎「便銭の語義を論じて唐宋時代於ける手形制度の發達に及ぶ」（初出『九州帝国大学法文学部十周年記念哲学史学論文集』一九三七、『日野開三郎東洋史学論集』第五卷、三一書房、一九八三所収）、同「南宋臨安府の私下会子について」（初出『社会経済史学』一一九、一九四一、『日野開三郎東洋史学論集』第七卷、三一書房、一九八三所収）、幸徹「唐・宋時代の南北経済交流と南下手形類について」（一）（二）（三）」（九州大学教養部歴史学・地理学年報）一一・一三・一五、一九八七・一九八九・一九九一）等参照。

(3) 茶引・塩鈔は茶取引・塩取引の略称である。取引・交鈔はいずれも手形の意味であり、したがって茶の手形を茶交鈔・茶鈔、塩の手形を塩取引・塩引と呼んだ例も少なくない。しかし史料中にもっともよく見られる用例は茶引・塩鈔であり、そのため本稿でもこの呼称を用いることとする。註（一）所引日野氏「北宋時代の手形『見銭取引』を論じて紙幣『銭引』の起源に及ぶ」（一一）（一二）（一三）頁参照。

(4) 註（二）所引幸氏論文参照。

(5) 註（一）所引日野氏「北宋時代の塩鈔について 附・取引鋪」、註（二）所引幸氏論文参照。

(6) 註（一）所引日野氏「北宋時代の塩鈔について 附・取引鋪」参照。

(7) 註（一）所引日野氏「北宋時代の塩鈔について 附・取引鋪」参照。ただし日野氏は「北商」を京師に本拠地を置く米行商であると見るが、この解釈には従いがたい。拙稿「北宋時代河北糧草取引の流通と京師取引鋪の保任について」（『九州大学東洋史論集』二六、一九九八）参照。

(8) 註（七）所引拙稿参照。

(9) 『宋会要輯稿』（以下『宋会要』と略記）食貨三〇―三四、崇寧二年（一一〇三）十月三日の条に、

京城提舉茶場司狀、勘會、未置水磨茶場已然、商客販茶到京、保民間邸店堆垛、候貨鬻了當、或驟引出外、自例出備（堆？）垛地戶錢、與邸店之家、興置水磨、客到京、並赴茶場堆垛中賣、已保官場指擬數目。訪聞、客人近歲以中賣爲名、與官場商量價直、却一面令人於外路通商地分私相交易、結攬貨賣。意欲津般前去。其間有在官場三兩月間、故意高索貴價、商量不成、遂致驟引離場。不唯占廊屋、兼亦有誤官場元指擬之數、未有措置。……

とある。この記事によれば、京師の水磨茶場にやって来る客商の中には、政府に茶を売ると称して価格の交渉をする一方で、ひそかに人を地方に遣わして取引をおこなわせるものがあったという。彼らはもとより茶を茶場から運び去ることを意図しており、そのため茶場

北宋における京師と江淮地域との間の商業流通について（後藤）

では故意に高値での買取りを要求して交渉の成立を妨げた。こうして客商は、地方での取引がまとまるまでの間、茶の保管場所として水磨茶場を邸店がわりに利用したのである。このことから、客商の中に、南方の茶の産地から京師に至るとそこからさらに北方へと足を伸ばすものがいたことがわかる。もともとこのような客商は少数であり、大多数の客商は京師を越えて往来することはなかったと考えられる。『宋会要』食貨三二二三、政和三年（一一一三）正月二十八日の条に、

提舉陝西路茶事郭思狀、體問得、近有客人盡將錢本自來至闕下、於客人鋪戶處轉販四方物貨、前來本路貨賣。契勘、中都聚四方商旅、萬億物貨、其新茶若許四方客人赴都茶務、依新法錢數買引、只於闕下客人鋪戶處、依園戶批數法、許將全籠篋或錐袋轉販前來、即茶法愈通、商販愈快、於中都事愈甚便。緣新法未有似此指揮、伏望更賜詳酌降下。又契勘、若四方諸處客旅、許買引於闕下轉販、即闕下鋪戶肯多停蓄、及客人滯留者亦易於發泄、委是通商爲便。……又係南客北人情願、兼於法有利。詔並從之、餘路依此。

とあり、京師における客商から客商、または鋪戸から客商への茶の転売に好都合なように茶法を改正することを提舉陝西路茶事の郭思が求めたこと、またその背景に、客商が茶に限らず様々な商品を京師で買入れ、それを陝西路にもたらして販売する状況があったこと、この要求が「南客」と「北人」双方の願いによるものであったこと等を述べる。先に掲げた崇寧二年の記事にも「商客販茶到京、係民間邸店堆垛、候貨鬻了當、或翻引出外、……」とあり、京師に來た茶商のうち、邸店に茶の販売を委託するものが少なくなかったことを伝えている。これらの事例や手形をめぐる北商・南商の行動から見れば、北宋における客商の活動は全体としては京師を境に南北に分かれていたと見てよいであろう。

- (10) 山場および沿江權貨務についての以上の記述は梅原郁氏の研究による。梅原郁「宋代茶法の一考察」『史林』五五—一、一九七二）四—一頁参照。

- (11) 『統長編通鑑長編』（以下『長編』と略記）卷九〇、天禧元年（一〇一七）九月甲辰の条、同書卷一一三、明道二年（一〇三三）是歲の条参照。

- (12) 幸徹「北宋時代東南塩の官売法の推移に就いて」『東方学』三四、一九六七）九—一〇頁参照。

- (13) 『宋会要』食貨五五—二三、大中祥符五年（一〇一二）十一月の条に、

詔權貨務、每年許客便錢五萬貫、指射廣南東路州軍支還。如常（市？）舶司要錢、即預申三司、任便。とあり、また『宋会要』食貨三七—一一、天聖五年（一〇二七）十一月六日の条に、

三司言、司封員外郎王湛言、……欲乞、許今在京權貨務明出榜示諸色人、有見錢據納下於廣南西路、除融、宜、邕、欽、廉五州外、任便於諸州指射請領、與免請到錢商稅。省司今詳定、欲依王湛所請事理。……從之。とある。

- (14) 『長編』卷八九、天禧元年（一〇一九）四月甲戌の条に、

三司言、自京權貨務入便錢、請以大中祥符七年二百六十一萬餘貫爲額、每歲比較、不及數、當職官吏準條科罰。從之。
とある。

(15) 註(13) 所引『宋會要』食貨五五—二三、大中祥符五年(二〇二二)十一月の条参照。

(16) 『文獻通考』卷二三、国用考一、歷代国用に、

止齋陳氏曰、……唯至道四年勅、川陝錢帛、令本路轉運司計度、只留一年支備、其剩數計綱起發上京、不得占留。自餘諸州、常切約度、在州以三年準備爲率外、縣鎮二年、偏僻縣鎮一年。河北陝西緣邊諸州、不在此限。江浙荆湖淮南西(衍字?)六路、自來便錢州、月帳內、將見錢除半支遣外、並具單狀申奏。……

とある。

(17) 清水場東『唐代財政史研究(運輸編)』(九州大学出版会、一九九六)第四章「輸送手段と輸送費」三四六—三四九頁参照。

(18) 註(10) 所引梅原氏論文七頁参照。

(19) 貼射については佐伯富「宋代仁宗朝における茶法について」(初出『岡山史学』一〇、一九六一、『中国史研究』第二、同朋舎、一九九〇所収)一三五—一三六頁および『長編』卷一〇〇、天聖元年(一〇三三)正月丁亥の条参照。

(20) 『宋會要』食貨三—四、政和三年(一一一三)七月二十日に、

尚書省言、勘會、販茶短引、每道價錢二十貫。竊慮、尚有本小商旅、不能興販之人。詔、令太府寺、更印給一等十貫短引、許販茶一百五十斤、餘依前後已降指揮。

とある。

(21) 註(10) 所引梅原氏論文二七頁参照。

(22) 『長編』卷四〇、至道二年(九九六)十一月甲午の条に、

……(楊)允恭又請、令商人先入金帛京師及揚州博務者、悉償以茶。自是、鬻鹽得實錢、茶無滯貨、歲課增五十萬八千餘貫。
とあり、また『文獻通考』卷一八、征權考五、權茶に、

(崇寧)四年、……商旅並即所在州縣或京師、請長短引、自買於園戶茶、貯以籠箬、官爲抽盤、循第敘輸息、訖批引販賣。……
とある。

(23) 『宋刑統』卷三、名例律、犯流徒罪に、

……行程依令、馬日柒拾里、驢及步人伍拾里、車參拾里。其水程、江河餘水、沿沂各不同。……
とあり、また『宋會要』食貨三—二、政和三年(一一一三)正月十四日の条に、
……其程數不以水陸路、以五十里爲一程。……

北宋における京師と江淮地域との間の商業流通について(後藤)

とある。

- (24) 交引鋪については加藤繁『唐宋時代の商人組合』『行』を論じて清代の會館に及ぶ(初出『史学』一四一、一九三五、『支那經濟史考証』上巻、東洋文庫、一九五二所収)、日野開三郎『唐宋時代の商人組合』『行』についての再検討(初出『久留米大学産業經濟史研究』二二一・二・三・四、二二一・二・三、一九八〇・一九八一、『日野開三郎東洋史學論集』第七卷、三一書房、一九八三所収)、註(1)所引同「北宋時代の塩鈔について 附・交引鋪」、草野靖『宋代權貨務の交引鋪』(『榎博士頌壽記念東洋史論叢』汲古書院、一九八八)、註(7)所引拙稿等参照。

- (25) 『宋会要』食貨二八―四六、慶元元年(一一九五)二月七日の条に、

詔、通州循環鹽鈔住罷、將增剩鈔名改作正文鈔、給算與日前已投在倉增剩鈔、通理資次支請。以淮東提舉陳損之言、本路眞、泰、高郵軍三倉、並保客人算請一等增剩鈔、前來用到倉月日從上支鹽、獨通州有循環增剩兩等文鈔、據客人先買一鈔、却更重買一鈔、以爲占壓。其先鈔號爲舊鈔、而重買謂之新鈔。舊鈔攙支鹽去、則重買復爲舊鈔、如此號爲循環。紹興兵火後、舊鈔之額不存、本州土豪鈔鋪、收得詭名舊鈔、兌與新來客人、赴倉占壓資次、當日便可攙支鹽袋。小商止將增剩鈔到場、無力買循環鈔者、致半年數月不能支請。……

とある。

- (26) 京師の交引鋪は、『長編』卷六〇、景德二年(一〇〇五)五月壬子の条に、

……京師有坐買、置鋪隸名權貨務。……
とあるように、京師の權貨務にその名を登録した商人であった。「交引鋪」とは交引を売買する商人一般を指した言葉ではなく、その中の權貨務登録商だけに与えられた呼称だったのかも知れない。

- (27) 牙人については斯波義信『宋代商業史研究』(風間書房、一九六八)第五章「商業組織の発達」、宮澤知之『宋代中国の国家と經濟』(創文社、一九九八)第一部「宋代の国家と市場」第四章「宋元時代の牙人と国家の市場政策」等参照。

- (28) 邸店については加藤繁『唐宋時代の倉庫に就いて』(初出『史学』四一、一九二五、『支那經濟史考証』上巻、東洋文庫、一九五二所収)、日野開三郎『唐代邸店の研究』(著者刊、一九六八、『日野開三郎東洋史學論集』第一七卷、三一書房、一九九二所収)、註(27)所引斯波氏著書、註(27)所引宮澤氏著書等参照。

- (29) 註(10)所引梅原氏論文二六―二八頁参照。

- (30) 茶磨戸とは葉茶を挽いて抹茶を作る茶の加工業者をいう。古林森廣『宋代産業經濟史研究』(国書刊行会、一九八七)第一篇「宋代の農畜産物加工業」第四章「北宋茶市場の分析」一二八―一二九頁参照。

- (31) 註(28)所引日野氏著書三「邸店の關係諸業務への發展」Ⅲ「金融業への發展」、註(27)所引斯波氏著書四〇二頁参照。

(32) 『歐陽文忠公文集』卷四五、「通進司上書」、同書卷一一二、「論茶法奏狀」参照。

(33) 手形を利用した補給体制は、北宋では景德二年(一〇〇五)・天聖元年(一〇二二)・景祐三年(一〇三六)・皇祐三年(一〇五二)・至和元年(一〇五四)の少なくとも五度にわたって破綻の危機に瀕した。註(1)所引日野氏「北宋時代の塩鈔について 附・交引鋪」、佐伯富「宋代林特の茶法改革」(初出『東方学』一七、一九五八、『中国史研究』第二、同朋舎、一九六九所収)、註(19)所引同氏論文、註(1)所引幸氏「北宋慶曆年間の官売法下末塩鈔制度の混乱について」、同「北宋慶曆年間の官売法下末塩鈔乱発の影響について」、註(7)所引拙稿等参照。

(34) こうなると政府は、商人を辺境に繋ぎ止めるべく入中糧草交引に高額の虚估(プレミアム)を付すようになる。だが、このような措置は入中糧草交引の発行額の増加と、それに伴う一層の支払いの停滞を招くことになる。こうして悪循環が生じ、その結果虚估があまりにも高価になり入中糧草交引を利用した補給体制自体が立ち行かなくなるいわゆる「虚估の弊」が生起するに至るのである。虚估の弊については註(1)所引日野氏「北宋時代の塩鈔について 附・交引鋪」、註(1)所引幸氏「北宋慶曆年間の官売法下末塩鈔制度の混乱について」、同「北宋慶曆年間の官売法下末塩鈔乱発の影響について」、註(27)所引宮澤氏著書第二部「宋代貨幣論」第五章「宋代の価格と市場」、註(7)所引拙稿等参照。

(35) 註(1)参照。

(36) 『長編』卷一七〇皇祐三年(一〇五一)二月、己亥の条に、

……下三司議、三司奏、自改法至今、凡得穀二百八十八萬餘石、芻五十六萬餘圍、而費緡錢一百五十五萬有奇、茶鹽香藥又爲緡錢一千二百九十五萬有奇。茶鹽香藥、民用有限、權貨務歲課不過五百萬緡、今散於民間者既多、所在積而不售、故券直亦從而賤。茶直十萬、舊售錢六萬五千、今止二千。至香一斤、舊售錢三千八百、今止五百、公私兩失其利、請復見錢法。可之、仍一用景祐三年約束。……

とある。

(37) 幸徹「北宋時代の東南官売下末塩鈔について」(『北九州工業高等専門学校研究報告』一、一九六八)一〇〜一四頁参照。

(38) 北宋における京師と江淮間の商取引の額それ自体は決して少ないものではない(幸徹氏は、京師における各種手形の発行額から、民間での江淮地域から京師への物資輸送の総額を年間五〇〇万貫前後と推測する。幸徹「宋代の南北経済交流について」『九州大学教養部歴史学・地理学年報』一〇、一九八六、一三二頁参照)。しかし、京師に至らず地方の間でのみ流通した物資もこれに劣らず多かったと筆者は考える。筆者がそのように考える根拠の一つには商税の額がある。『宋会要』食貨一五一一〜一七一〇記載の商税統計によれば、杭州一州の熙寧十年(一〇七七)における商税額は十七万三千八百十三貫五百二十三文であった。一方、五〇〇万貫の商品が一州を通過したとすると、それに課せられる過税はその二%の十万貫となる。江淮地域から京師に輸送される物資がすべて杭州を通過す

北宋における京師と江淮地域との間の商業流通について(後藤)

るわけではないから、京師あて商品の過税が杭州の商税収入中に占める割合はかなり低いものとなることが予想される。地方から京師に向けて多額の商品が送られていたのは事実であるが、地方においてもそれに劣らぬ額の商品が流通していたのである。

(39) 註(27) 所引斯波氏著書第三章「宋代における全国的市場の形成」第一節「自然的農業的物資の特産化と流通」(一)「米穀」参照。

(40) 註(27) 所引斯波氏著書一五九―一六七頁参照。

(41) 註(27) 所引斯波氏著書第六章「商人資本の諸性質」第三節「商業的富の性格」四五三―四五五頁参照。

(42) 註(10) 所引梅原氏論文二六―二七頁、註(12) 所引幸氏論文九―一〇頁参照。

(43) 註(27) 所引宮澤氏著書第一部「宋代の国家と市場」第一章「北宋の財政と貨幣経済」三三頁に「宋代における商品流通の発達は、一方に草市の成長に典型的に見られるような農村市場の発生や農業生産物の商品化、他方に巨大な全国的流通の形成という二つの流通の発展と特徴づけることができる。そして両者を連結する役割を果たしたのが遠隔地商業に従事する客商の活動、商業組織の整備、物資の集散地たる都市の発達であったことはよく知られている」とある。ちなみに宮澤氏は、このような全国的流通は、沿辺における軍事物資獲得を至上目的とした国家の財政運用を最大の起動力として展開したものであると述べる。